# ■デザイン政策海外情報

# [資料]韓国・産業デザイン関係法

韓国は 50 年以上にわたり、デザイン行政と振興政策を体系的組織的に進めてきました。その大きな特徴は、通称「産業デザイン法」によってその活動が定められ、国の資金を投入して継続的に発展してきたことです。

この法律は、1977年に制定され、以降1991年、1997年、2019年と3回にわたり大きな改定を続け、同国のデザイン行政と振興活動に進むべき指針と法的根拠を与えてきました。

「デザイン振興政策アーカイブ https://design-archives.jp/」では、日本のデザイン行政と振興を対比的に理解するうえでも重要となると考え、この法律を日本語に翻訳紹介します。

尚、以下の翻訳にあたっては、この法律の概要を理解することを目的としており、デザインに詳しい翻訳家(朴柱妍)に依頼し、黒田と青木が語句を整理したものを提示します。法律の専門家による考証を経たものではありませんことをお断りしておきます。

# [目次]

- 1. デザイン・包装振興法(略称:産業デザイン法) [施行 1977年12月31日] [法律 第3070号、1977年12月31日制定]
- 2. 産業デザイン・包装振興法(略称:産業デザイン法) [施行 1991年7月15日][法律 第4321号、1991年1月14日、全部改正]
- 3. 産業デザイン振興法(略称:産業デザイン法)[施行 1997年1月1日][法律 第5214号、1996年12月30日、全部改正]
- 4. 産業デザイン振興法 (略称:産業デザイン法) [施行 2019年4月1日]

[法律 第 16128 号、2018 年 12 月 31 日、一部改正] (以上 4 件、翻訳: 朴柱妍) 2021.04.28

付.「韓国デザイン振興法」の紹介

(文責:青木史郎) 2021.08.12

1. デザイン・包装振興法(略称:産業デザイン法) [施行 1977年12月31日]

[法律 第 3070 号、1977 年 12 月 31 日制定)

産業通商資源部 (エンジニアリングデザイン課)、 044-203-4556

第1条(目的) この法律は「デザイン」と包装の研究開発や振興のための事業や活動を支援、育成することで経済発展や輸出増大に貢献することを目的とする。

第2条(定義) ①この法律で「デザイン」というのは 人間の文化的な生活を享受する中で必要とするすべて の道具の創造や改善行為を意味し、これには産業「デ ザイン」、工芸「デザイン」、視覚「デザイン」、包装「デ ザイン」などが含まれる。

②この法律で「包装」というのは物品の輸送や保管に おいてその物品の価値や状態を保護し、販売を促進す るために、適合な材料または容器などで包む方法をい う。

第3条(施策)①韓国政府は「デザイン」包装の研究・ 開発や振興に関する総合的な施策を構築しなければな らない。

- ②第1項の施策を審議するために、商工部長官の所属 下に「デザイン」包装振興委員会を設置する。
- ③「デザイン」包装振興委員会の組織や運営について 必要な事項は大統領令で定める。

第4条(韓国デザイン包装センター)①「デザイン」 包装の研究・開発や振興のための事業や活動を支援す るために韓国デザイン包装センター(以下、「センター」 という)を設立する。

②センターは下記の各号の事業を展開する。

- 1.「デザイン」と包装技術の研究・開発や普及
- 2. 「デザイン」包装に関する研修
- 3.「デザイン」包装に関する専門書籍の普及を目的と する出版や広報事業
- 4.「デザイン」包装技術に関する展示事業
- 5. 韓国政府が承認するモデル事業
- 6. その他「デザイン」包装の振興を目的とする事業や 韓国政府の委嘱事業

③センターは法人化して、この法律で規定した内容を 除いて、民法の中で財団法人に関する規定を準用する。

第5条(基金の設置や運営)①センターの設置や運営 に必要な資金や第3条の施策を行うためにセンターに 「デザイン」包装振興基金(以下、「基金」という)を 置く。

②基金の管理・運営について必要な事項は大統領令で 定める。

第6条(基金の造成)基金は下記の各号の財源で造成 する。

- 1. 政府の出捐金
- 2. センターが展開する事業で発生する純利益金
- 3. その他の収入金

第7条(手数料)センターは「デザイン」包装の展示 事業や包装試験業務、その他の事業を推進することに おいて、商工部長官の承認を得て、手数料を受けられ る。

第8条(類似名称の使用禁止)この設立によって設立 されたセンターではない者は韓国デザイン包装センタ ーまたはこれと類似した名称を使ってはならない。

第9条(事業計画)センターは大統領令で定める内容 に従い、毎会計年度の事業計画を作成し、商工部長官 の承認を得なければならない。

第10条(実績報告)センターは毎年上半期・下半期ご とに事業計画の執行実績をその半期終了後30日以内 に商工部長官に報告しなければならない。

第11条(報告・監督)商工部長官は監督上必要な場合にはセンターに対して、その業務状況に関する報告書の提出を命じたり、所属公務員によってその業務を監査させることができる。

第12条(罰則)第8条の規定を違反し、センターまた はこれと類似した名称を使った者は50万ウォン以下 の罰金に処する。

第13条(施行令)この法律の施行について必要な事項 は大統領令で定める。

付則<法律第3070号、1977年12月31日>

- ① (施行日) この法律は公布した日から施行する。
- ② (経過措置) この法律の施行当時の財団法人韓国デ

ザイン包装センターはこの法律によって設立された法人とする。ただし、この法の施行日から3か月以内にこの法律による定款改正手続きを踏まなければならない。

(翻訳:朴柱妍)

2. 産業デザイン・包装振興法(略称:産業デザイン法) [施行 1991 年 7 月 15 日]

[法律 第4321号、1991年1月14日、全部改正] 産業通商資源部(エンジニアリングデザイン課)、 044-203-4556

第1条(目的)この法律は産業デザインや包装の研究 開発を促進し、その振興のための事業を支援すること で、産業の競争力を強化し、貿易増大や国民経済の発 展に貢献することを目的とする。

第2条(定義)この法律で使う用語の定義は下記の通りである。

- 1. 「産業デザイン」というのは製品などの美・機能や 経済的な価値を最適化することで、生産者や消費者の 物質的・心理的な欲求を満たすための創作や改善行為 を意味し、製品デザイン・環境デザイン・視覚デザインなどが含まれる。
- 2.「包装」というのは流通過程で物品を安全に保護し、 取り扱いを便利にして、販売を促進できるようにする 技法や技術を意味し、そのための材料や容器の開発、 標準化、自動化などが含まれる。

第3条(総合振興計画の構築など)①商工部長官は産業デザインや包装の研究開発や振興のための総合的な計画(以下、「総合振興計画」という)を構築し、これを公告しなければならない。総合振興計画を変更した場合も同様である。

- ②総合振興計画には産業デザインや包装に関する下記 の各号の事項が含まれなければならない。
- 1. 基本政策方向
- 2. 研究開発の目標・対象や実施方法に関する事項
- 3. 研究開発結果の製品化など、活用に関する事項
- 4. 研究開発や振興に必要な資金支援に関する事項
- 5. 専門人材養成に関する事項
- 6. その他研究開発や振興のために必要な事項
- ③総合振興計画は産業デザイン振興計画と包装振興計画に分離して構築することができる。
- ④商工部長官は総合振興計画を構築したり、変更したい場合には第5条の規定による産業デザイン・包装振

興委員会の審議を経なければならない。ただし、軽微な事項を変更する場合にはその限りではない。

第4条 (研究開発事業の実施など) ①商工部長官は総合振興計画を効率的に実施するために産業デザインまたは包装に関する研究開発事業を実施することができる。

- ②下記の各号の機関は大統領令で定める内容に基づいて第1項の規定による研究開発事業に参加することができる。
- 1. 第9条の規定による専門会社
- 2. 第14条の規定による産業デザイン包装開発院
- 3. 商工部長官が指定する産業デザインまたは包装に関する企業付設研究所
- 4. 教育法第81条の規定による大学または専門大学
- 5. 国 · 公立研究機関
- 6. その他の大統領令で定める機関
- ③商工部長官は第2項の規定に基づいて研究開発事業に参加する機関が研究開発事業の実施に使う資金の全部または一部を工業発展法第13条第2項の規定による予算の範囲内で出捐できる。
- ④第3項の規定による出捐について必要な事項は大統領令で定める。

第5条(産業デザイン・包装振興委員会)①産業デザインや包装の研究開発・振興に関する重要事項を審議するために、商工部長官の所属下で産業デザイン・包装振興委員会(以下、「委員会」という)を設置する。②第1項の規定による委員会の組織や運営について必要な事項は大統領令で定める。

第6条(優秀デザイン商品や優秀包装商品の選定など) ①韓国政府は優秀な産業デザイン(以下、「優秀デザイン」という)の開発を促進し、包装技術を向上するために優秀デザイン商品や優秀包装商品の選定など、必要な措置を取ることができる。

- ②韓国政府は第1項の規定によって選定された優秀デザイン商品や優秀包装商品について必要だと認める場合、授賞することができる。
- ③第1項の規定によって選定された優秀デザイン商品 は大統領令で定める内容に基づいてこれを登録しなけ ればならない。
- ④韓国政府は第3項の規定によって登録された優秀デザイン商品について大統領令で定める使用基準によって優秀デザイン表紙を付けて販売するなど、必要な支援を行うことができる。
- ⑤韓国政府は第3項の規定によって登録された優秀デザイン商品が使用基準に適合しなくなった場合には登

録を取り消すことができる。

⑥第1項または第5項の規定による優秀デザイン商品や優秀包装商品の選定や授賞、優秀デザイン商品の支援や取り消しについて必要な事項は大統領令で定める。

第7条(優秀デザイン表紙の付着禁止)第6条第3項 の規定によって優秀デザイン商品で登録された商品以 外には優秀デザイン表紙を付着することができない。

第8条 (専門人材の養成など) ①韓国政府は産業デザインや包装に関する専門人材の養成のために取り組まなければならない。

- ②韓国政府は産業デザインや包装に関する産学協力を 奨励しなければならない。
- ③第 14 条の規定に基づいた産業デザイン包装開発院は毎年専門人材の需要調査を行い、その結果や専門人材の需給に関する意見を商工部長官に提出しなければならない。

第9条(専門会社に対する支援)①韓国政府は産業デザインや包装に関する研究開発・調査・分析・諮問などを専門的に行う会社(以下、「専門会社」という)に対して下記の各号の支援を行うことができる。

- 1. 研究開発や技術指導
- 2. 専門人材の派遣
- 3. 高価装備の共同使用
- 4. その他の大統領令で定める内容
- ②第1項の規定による支援を希望する専門会社は商工 部令で定める内容に基づいて商工部長官に申告しなけ ればならない。
- ③第2項の規定による申告について必要な事項は商工 部長官が定めて告示する。
- ④第2項の規定による申告の受理に関する商工部長官 の権限は大統領令で定める内容に基づいて、ソウル特 別市長・直轄市長または道知事に委任したり、第14条 の規定による産業デザイン包装開発院に委託すること ができる。

第10条(産業デザイン・包装振興基金の設置)産業デザインや包装の研究開発や振興に必要な財源を調達するために第14条の規定による産業デザイン包装開発院に産業デザイン・包装振興基金(以下、「基金」という)を設置する。

第11条 (基金の造成) 基金は下記の各号の財源で造成 する。

- 1. 政府の出捐金
- 2. 政府以外の者の出捐金

- 3. 基金の運用で発生する収益金
- 4. 外国からの借入金
- 5. その他大統領令で定める収入金

第 12 条 (基金の使用) 基金は下記の各号の用途に使 う。

- 1. 第3条の規定に基づいた総合振興計画の実施のための事業
- 2. 第9条の規定に基づいた専門会社に対する支援のための事業
- 3. 第 14 条の規定に基づいた産業デザイン包装開発院 の運営費の支援
- 4. その他の産業デザインや包装の研究開発や振興のための事業

第13条(基金の運用・管理)①基金は第14条の規定 に基づいた産業デザイン包装開発院が運用・管理する。 ②基金の運用・管理について必要な事項は大統領令で 定める。

第14条(産業デザイン包装開発院)①産業デザインや 包装の研究開発や振興のための事業を効率的で体系的 に推進するために、産業デザイン包装開発院(以下、 「開発院」という)を設立する。

- ②開発院は法人化する。
- ③開発院は定款で定める内容に基づいて韓国・海外の 必要な場所に支部を設置することができる。
- ④開発院は産業デザインや包装について下記の各号の 事業を展開する。
- 1. 研究開発や普及事業
- 2. 技術指導事業
- 3. 情報提供事業
- 4. 教育·研修事業
- 5. 出版や広報事業
- 6. 展示事業
- 7. 受託サービス事業
- 8. 韓国政府の委嘱事業
- 9. その他の大統領令で定める事業
- ⑤開発院は第1項の規定に基づいた目的達成に必要な 経費を調達するために収益事業を展開することができ る。
- ⑥開発院についてこの法律で規定された内容を除き、 民法の中で財団法人に関する規定を準用する。

第15条 (開発院の支援) 韓国政府は予算の範囲内で開発院の運営に必要な財源の全部または一部を出捐したり、補助することができる。

第16条(資料の提供要望など)①開発院は国、地方自治体、公共団体、政府投資機関、研究機関や教育機関などに対して事業遂行に必要な資料の提供を求めることができる。

②第1項の規定に基づいて資料の提供を求められた機関のトップは特別な理由がない限り、これに協力しなければならない。

第17条 (事業計画書などの提出) ①開発院は大統領令で定める内容に基づいて毎事業年度開始の1月前まで事業計画書や予算書を商工部長官に提出しなければならない。

②開発院は毎事業年度の歳入・歳出決算書を作成し、 翌年度の3月20日まで商工部長官に提出しなければ ならない。

第18条(報告や検査)①商工部長官はこの法律の施行のために必要だと認める場合には開発院に対してその業務状況に関する報告を命じたり、所属公務員によって帳簿、書類、その他の物を検査させることができる。 ②第1項の規定に基づいて検査を行う公務員はその権限を表示する証票を所持し、これを関係者に提示しなければならない。

第19条(秘密保守義務) 開発院の役員や社員またはまたその職に就いていた者は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第20条 (類似名称の使用禁止) 開発院ではない者は産業デザイン包装開発院またはこれと類似した名称を使ってはならない。

第21条(手数料)第6条の規定によって優秀デザイン 商品を登録したい者は商工部令で定める内容に基づい て手数料を納付しなければならない。

第22条(罰則)①第7条の規定を違反した者は1年以下の懲役や500万ウォン以下の罰金に処する。

②第 19 条の規定を違反した者は 1 年以下の懲役または 200 万ウォン以下の罰金に処する。

第23条(過料)第20条の規定を違反した者は100万 ウォン以下の過料に処する。

付則<法律 第 4321 号、1991 年 1 月 14 日> 第 1 条 (施行日) この法律は公布後 6 か月が経過した 日から施行する。 第2条(基金に関する経過措置)この法律の施行当時、 従来の規定によるデザイン・包装振興基金はこの法律 に基づいた産業デザイン・包装振興基金とみなす。

第3条(韓国デザイン包装センターに関する経過措置) この法律の施行当時、従来の規定による韓国デザイン 包装センターはこの法律に基づいた産業デザイン包装 開発院とみなす。

第4条(優秀デザイン商品に関する経過措置)この法律の施行前に、従来の韓国デザイン包装センターによって選定された優秀デザイン商品はこの法律の第6条の規定によって選定された優秀デザイン商品とみなす。

第5条(事業計画書の提出に関する経過措置)この法律の施行当時、従来の規定に基づいて提出された事業計画や事業計画実行実績はこの法律の第17条の規定によって事業計画書・予算書・税入や税出決算書とみなす。

第6条(他の法律の改正)工業発展法の中で下記のように改正する。

第13条 第1項第6号を下記のように新設する。 6.産業デザイン・包装振興法による産業デザイン包装 開発院や専門会社

(翻訳:朴柱妍)

3. 産業デザイン振興法 (略称:産業デザイン法) [施行 1997年1月1日]

[法律 第 5214 号、1996 年 12 月 30 日、全部改正] 産業通商資源部(エンジニアリングデザイン課)、 044-203-4556

第1条(目的)この法律は産業デザインの研究や開発 を促進し、産業デザインの振興のための事業を支援す ることで、産業の競争力強化に貢献することを目的と する。

第2条(定義)この法律で「産業デザイン」というの は製品などの美的・機能的・経済的な価値を最適化す ることで、生産者や消費者の物質的・心理的な欲求を 満たすための創作や改善行為を意味し、製品デザイン、 包装デザイン、環境デザイン、視覚デザインなどが含 まれる。 第3条(産業デザイン振興総合計画の構築など)①通 商産業部長官は産業デザインの開発促進や振興のため の総合的な計画(以下、「産業デザイン振興総合計画」 という)を構築し、これを公告しなければならない。 産業デザイン振興総合計画を変更した場合も同様であ る。

②産業デザイン振興総合計画には産業デザインに関する下記の各号の事項が含まれなければならない。

- 1. 基本政策方向
- 2. 開発促進や振興の目標・対象や実施方法に関する事項
- 3. 開発促進や振興に必要な資金支援に関する事項
- 4. その他の開発促進や振興のために必要な事項
- ③通商産業部長官は産業デザイン振興総合計画を構築したり、変更したい場合は第5条の規定による産業デザイン振興委員会の審議を経なければならない。ただし、大統領令が定める軽微な事項を変更したい場合はその限りではない。

第4条(研究や振興事業の実施など)①通商産業部長官は産業デザイン振興総合計画を効率的に実施するために産業デザインに関する研究や振興事業を実施することができる。

- ②下記の各号の機関などは大統領令で定めされた内容 に従い、第1項の規定による研究や振興事業に参加す ることができる。
- 1. 第9条の規定による産業デザイン専門会社
- 2. 第11条の規定による韓国産業デザイン振興院
- 3. 通商産業部長官が指定する産業デザインに関する企業付設研究所
- 4. 教育法第81条第1号・第3号の規定による大学・専門大学または開放大学
- 5. 国立·公立研究機関
- 6. その他の大統領令で定める機関または団体
- ③通商産業部長官は第2項の規定によって研究や振興事業に参加する機関などが同事業の実施に必要な資金の全部または一部を工業発展法第13条第2項または工業・エネルギー技術基盤造成に関する法律第5条第3項の規定による予算の範囲内で出捐することができる
- ④第3項の規定による出捐金の支給・使用や管理に関して必要な事項は大統領令で定める。

第5条(産業デザイン振興委員会)①産業デザインの 開発促進や振興に関する重要事項を審議するために、 通商産業部長官の所属下に産業デザイン振興委員会 (以下、「委員会」という)を設置する。

②第1項の規定による委員会の組織や運営について必

要な事項は大統領令で定める。

第6条(優秀産業デザイン商品の選定など)①通商産業部長官は優秀な産業デザインの開発を促進するためにデザインが優秀な商品(以下、「優秀産業デザイン商品」という)を選定するなど、必要な措置を取ることができる。

- ②通商産業部長官は第1項の規定によって選定された 優秀産業デザイン商品について必要だと認められる場 合には授賞することができる。
- ③第1項の規定によって選定された優秀産業デザイン 商品は大統領令で定める内容に従い、これを登録しな ければならない。
- ④通商産業部長官は第3項の規定によって登録された 優秀産業デザイン商品については当該商品が優秀産業 デザイン商品であることを示す表紙(以下、「優秀産業 デザイン標識」という)を貼って販売できる。
- ⑤通商産業部長官は第3項の規定によって登録された 優秀産業デザイン商品が登録当時と外観が同様ではな い場合など、第6項の規定による使用基準に適合しな い場合にはその登録を取り消すことができる。
- ⑥第1項または第5項の規定によって優秀産業で事案 商品の選定・授賞・支援・登録の取り消しや優秀産業 デザイン表紙の使用基準などについて必要な事項は大 統領令で定める。

第7条(優秀産業デザイン表紙の付着禁止)第6条第3項の規定によって優秀産業デザイン商品として登録された商品以外の商品については優秀産業デザイン表紙を貼って販売したり、販売のために陳列・保管または運搬してはならない。

第8条(専門人材の養成など)①韓国政府は産業デザインに関する専門人材の養成のために取り組まなければならない。

- ②韓国政府は産業デザインに関する産学協同や専門人 材の資質向上のための再教育を奨励しなければならない。
- ③第 11 条の規定によって韓国産業デザイン振興院は 毎年専門人材の需要調査を実施し、その結果や専門人 材の需給に関する意見を通商産業部長官に提出しなけ ればならない。

第9条(産業デザイン専門会社に対する支援)①韓国 政府は産業デザインに関する開発・調査・分析・諮問 などを専門的に行う会社(以下、「産業デザイン専門会 社」という)として、通商産業部令で定める基準に当 たる会社に対して下記の各号の支援を行うことができ る。

- 1. 研究成果の提供や専担開発技法の指導
- 2.産業デザイン専門会社の起業を支援するための起業支援施設の設置・運営
- 3. 高価装備の共同使用
- 4. その他の産業デザインの振興のために必要な事項と して大統領令で定める事項
- ②第1項の規定によって支援を受けたい産業デザイン 専門会社は通商産業部令で定める内容に基づいて通商 産業部長官に申告しなければならない。
- ③通商産業部長官は第2項の規定による申告の処理に 関する業務を大統領令で定める内容に基づいて特別市 長・広域市長または道知事に委任したり、第11条の規 定によって韓国産業デザイン振興院に委託することが できる。

第10条(産業デザインの保護)①韓国政府は産業デザインの開発を促進し、模倣を防ぐために産業デザインの保護に取り組まなければならない。

②通商産業部長官は産業デザインの保護のために必要だと認められる場合には関連制度の改善や運営合理化などについて関係行政機関のトップに協力を求めることができる。

第11条(韓国産業デザイン振興院の設立など)①産業 デザインの開発促進や振興のための事業を効率的かつ 体系的に推進するために、韓国産業デザイン振興院(以 下、「振興院」という)を設立する。

- ②振興院は法人化する。
- ③振興院は定款で定める内容によって韓国・海外の必要な場所に分院または事務所を設置することができる。
- ④振興院は産業デザインに関する下記の各号の事業を 展開する。
- 1. 開発支援事業
- 2. 展示事業
- 3. 出版や広報事業
- 4. 情報化事業
- 5. 教育·研修事業
- 6. 地方の産業デザイン振興のための事業
- 7. 国際交流・協力事業
- 8. 韓国政府の委嘱事業
- 9. その他の大統領令で定める事業
- ⑤振興院は第1項の規定による目的達成に必要な経費 を調達するために、大統領令で定める内容に従い、収 益事業を行うことができる。
- ⑥振興院についてこの法律で規定された内容を除いて は民法の中で財団法人に関する規定を準用する。

第12条(振興院の経費支援)韓国政府な予算の範囲内 で振興院の運営に必要な経費の全部または一部を出捐 したり、補助することができる。

第13条(資料の提供要請など)①振興院は国、地方自治体、公共団体、政府投資機関・研究機関や教育機関などに対して事業遂行に必要な資料の収集や提供を求めることができる。

②振興院は地方自治体に対して地方の産業デザイン振興のための事業に協力を求めることができる。

③第1項や第2項の規定によって資料の収集・提供または協力を求められた者は特別な理由がない限り、これに協力しなければならない。

第14条(事業計画書などの提出)①振興院は大統領令で定める内容に従い、毎事業年度開始日まで事業計画書や予算書を通商産業部長官に提出しなければならない。

②振興院は毎事業年度の決算書を作成し、次の事業年度の3月31日まで通商産業部長官に提出しなければならない。

第15条(報告や検査)①通商産業部長官はこの法律の施行のために必要だと認められる場合には振興院に対してその業務状況に関する報告を命じたり、所属公務員によって振興院に出入りさせ、帳簿・書類、その他の物を検査させることができる。

②第1項の規定に基づいて検査を行う公務員はその権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。

第16条(秘密保守義務)振興院の役員や社員またはまたその職に就いていた者は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第17条 (類似名称の使用禁止) 振興院ではない者は韓 国産業デザイン振興院またはこれと類似した名称を使 ってはならない。

第18条(手数料)第6条の規定によって優秀産業デザイン商品を登録したい者は通商産業部令で定める内容に基づいて手数料を納付しなければならない。

第19条(罰則)第7条または第16条の規定を違反した者は1年以下の懲役や500万ウォン以下の罰金に処する。

第20条(過料)第17条の規定を違反した者は100万 ウォン以下の過料に処する。 付則<法律 第5214号、1996年12月30日> 第1条(施行日)この法律は1997年1月1日から施 行する。

第2条(産業デザイン包装開発院の名称などの変更に 関する経過措置)①この法律の施行当時の産業デザイン包装開発院はこの法律による韓国産業デザイン振興 院とみなす。

②この法律の施行当時の産業デザイン包装開発院が行った行為、その他の法律関係において産業デザイン包 装開発院は韓国産業デザイン振興院とみなす。

第3条(定款変更など)産業デザイン包装開発院は直 ちに通商産業部長官の承認を得て、この法律に適合す るように定款を変更し、名称などの変更による変更登 記を申請しなければならない。

第4条(他の法律の改正)①工業発展法の中で下記のように改正する。第13条第1項第6号を下記のようにする。

6. 産業デザイン振興法による韓国産業デザイン振興院 や産業デザイン専門会社

②租税減免規制法の中で下記のように改正する。別表の中で第110号欄を下記のようにする。

| 110 | 産業デザイン振興法によって設立された韓 | | 国産業デザイン振興院 |

第5条(他の法令との関係)①この法律の施行当時、他の法令で従来の産業デザイン・包装振興法またはその規定を引用した場合、その法律の中でそれに該当する条項がある場合には従来の規定に代わり、この法律またはこの法律の当該条項を引用したとみなす。

②この法律の施行当時、他の法令で従来の産業デザイン・包装振興法による産業デザイン包装開発院を引用した場合にはこの法律による韓国産業デザイン振興院を引用したとみなす。

(翻訳:朴柱妍)

# 4. 産業デザイン振興法 (略称:産業デザイン法) [施行 2019年4月1日]

[法律 第16128 号、2018 年 12 月 31 日、一部改正] 産業通商資源部(エンジニアリングデザイン課)、 044-203-4556 第1条(目的)この法律は産業デザインの研究や開発 を促進し、産業デザインを振興するための事業を支援 することで、産業の競争力の強化に貢献することを目 的とする。[全文改正 2009.5.21]

第2条(定義)この法律で「産業デザイン」とは製品やサービスなどの美的・機能的・経済的な価値を最適化することで、生産者や消費者の物質的・心理的な欲求を満たすための創作や改善行為(創作・改善のための技術開発行為を含める)やその結果物を意味し、製品デザイン・包装デザイン・環境デザイン・視覚デザイン・サービスデザインなどが含まれる。<改正2014.12.30>

[全文改正 2009.5.21]

第3条(産業デザイン振興振興総合計画の構築など) ①産業通商資源部長官は産業デザインの開発促進や振 興のための総合的な計画(以下、「産業デザイン振興総 合計画」という)を構築し、公告しなければならない。 産業デザイン振興総合計画を変更した場合も同様であ る。<改正 2013.3,23>

- ②産業デザイン振興総合計画には産業デザインに関する下記の各号の事項が含まれなければならない。
- 1. 基本政策の方向
- 2. 開発促進や振興の目標・対象や実施方法に関する事項
- 3. 開発促進や振興に必要な資金支援に関する事項
- 4. その他、開発促進や振興に関する事項

[全文改正 2009.5.21]

第4条(研究や振興事業の実施など)①産業通商資源 部長官は産業デザイン振興総合計画を効率的に実施す るために、産業デザインに関する研究や振興事業を展 開することができる<改正 2013.3.23>

- ②下記の各号の機関などは大統領令で定める内容に従い、第1項による研究や振興事業に参加することができる。<改正 2013.3.23>
- 1. 第9条による産業デザイン専門会社
- 2. 第 11 条による韓国デザイン振興院
- 3. 産業通商資源部長官が指定する産業デザインに関する企業付設研究所
- 4. 「高等教育法」による大学、産業大学、専門大学や技術大学
- 5. 国立 · 公立研究機関
- 6. その他、大統領令で定める機関または団体
- ③産業通商資源部長官は第2項によって研究や振興事業に参加する機関などがその事業を展開する際にかか

る資金のすべてまたは一部を「産業技術革新促進法」 第 11 条第 2 項や第 19 条第 2 項によって予算の範囲内 で出捐することができる。 <改正 2013.3.23>

④第2項による出捐金の支給・使用や管理に必要な事項は大統領令で定める。

「全文改正 2009.5.21]

第5条(産業でデザインの育成・開発事業)①韓国政府は産業デザインに関する国家競争力の向上のために下記の各号の事業を展開することができる。

- 1.産業デザインの開発などを通じて産業競争力を高めた企業や個人に対する授賞や支援
- 2. 産業デザインの開発を通じた優秀ブランドの育成・支援
- 3. その他、産業デザインの開発などを通じた産業競争 力の向上のための支援
- ②産業通商資源部長官は優秀な産業デザインを開発するために下記の各号の事業を展開することができる。 <改正 2013.3.23、2014.12.30>
- 1. 産業デザイン展覧会の開催や支援
- 2. 産業デザイン分野のベンチャー企業やその他の技術 性が優れた企業の選定や支援
- 3. 産業デザイン情報システムの構築や支援
- 4. 産業デザイン取引の支援や活性化のための事業
- 5. 開発された産業デザインの事業化や創業育成支援事業
- 6. その他、産業デザインを育成や開発するために必要な事業として大統領令で定める事業
- ③第1項や第2項による事業の詳細や支援の範囲、手続きなどに関して必要な事業は大統領令で定める。

[全文改正 2009.5.21]

第5条の2(標準契約書の制定・普及)①産業通商資源部長官は公正取引委員会と協議し、産業デザインサービスを関連した標準契約書を作成し、事業者や事業者団体にこれを使うように勧告できる。

②産業通商資源部長官は第1項による標準契約書を制定または改正する場合、関連事業者団体などの利害関係者や専門家の意見を聞かなければならない。

[本条新設 2015.12.22]

第6条(優秀産業デザイン商品の選定など)①産業通 商資源部長官は優秀な産業デザインの開発を促進する ために、デザインが優秀な商品(以下、「優秀産業デザ イン商品」という)を選定するなど、必要な措置を取 ることができる。<改正 2009.5.21、2013.3.23> ②産業通商資源部長官は第1項によって選定された優 秀産業デザイン商品について必要だと認められる場合 には授賞することができる。 < 改正 2009. 5. 21、 2013. 3. 23>

- ③削除 <1999.2.5>
- ④産業通商資源部長官は第1項によって選定された優秀産業デザイン商品についてはその商品が優秀産業デザイン商品であることを示す表紙(以下、「優秀産業デザイン表紙」という)を貼って販売させることができる。<改正 2009.5.21、2013.3.23>
- ⑤削除 <2014.12.30>

⑥第1項や第2項による優秀産業デザイン商品の選定 基準や方法、授賞、支援や第4項による優秀産業デザイン表紙の使用基準などについて必要な事項は大統領令で定める。<改正 2009.5.21、2014.12.30>

[タイトル改正 2009.5.21]

第7条 削除 <2014.12.30>

第8条(専門人材の養成など)①国または特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道(以下、「市・道」という)は産業デザインに関する専門人材を養成するために努力しなければならない。<改正 2014.5.20>②韓国政府は産業デザインに関する産学協同や専門人材の資質向上のための再教育を奨励しなければならない。

③産業通商資源部長官または特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下、「市・道知事」という)は必要であれば、デザイン関連専門人材の実態を調査し、専門人材の需給に関する改善方策を構築することができる。 < 改正 2013.3.23、2014.5.20 >

[全文改正 2009.5.21]

第9条(産業デザイン専門会社に対する支援)①韓国政府は産業デザインに関する開発・調査・分析・諮問などを専門的に行う会社(以下、「産業デザイン専門会社」という)として、産業通商資源部令で定める基準に当たる会社に対して下記の各号の支援を行うことができる。<改正 2013.3.23>

- 1. 研究成果の提供や先端開発技法の指導
- 2. 産業デザイン専門会社の起業を支援するための創業育成施設の設置・運営
- 3. 高価装備の共同使用
- 4. その他の産業デザインを振興するために必要な事項として大統領令で定める事項
- ②第1項による支援を受けたい産業デザイン専門会社 は産業通商資源部令で定める内容に従い、産業通商資 源部長官に申告しなければならない。 < 改正 2013.3.23>

③産業通商資源部長官は第2項による申告を処理するための業務を大統領令で定める内容に従って、市・道知事に委任したり、第11条により韓国デザイン振興院に委託することができる。<改正 2013.3.23>

「全文改正 2009.5.21]

第9条の2(産業デザイン開発の対価基準など)①国、地方自治団体や「公共機関に運営に関する法律」第4条による公共機関(以下、本条で「国家機関など」という)は産業デザインの開発に関する契約を締結する場合、産業デザイン開発の品質保障のために適正な対価を支給するように努力しなければならない。

②産業通商資源部長官は国家機関などのトップが第 1 項によって適正な対価を支給できるようにするため、 産業デザイン開発の遂行条件、労賃単価など、対価基 準の算定に必要な事項を国家機関などに提供しなけれ ばならない。

③産業通商資源部長官は第2項による対価基準算定に 関する情報を総合的に管理するために、国家機関のトップに必要な資料の提出を求めることができる。この 場合、要請を受けた国家機関などのトップは特別な理 由がない限り、これに協力しなければならない。

④国家機関などのトップは施設物の制作・設置など、 産業デザインの開発が必要な事業に関する契約を締結 する場合には産業デザインの開発に関する対価を別途 算定して計上することができる。

⑤産業通商資源部長官は第2項の業務を効率的に推進 するために、大統領令で定める内容に従って、専門機 関を指定して委託することができる。

[本条新設 2014.12.30]

第10条(産業デザインの保護) ①国または市・道は産業デザインの開発を促進し、模倣を防ぐために、産業デザインを保護するための努力をしなければならない。 ②産業通商資源部長官または市・道知事は産業デザインを保護するために必要だと認められる場合には、関連制度の改善や運営合理化などについて関係行政機関のトップに協力を求めることができる。<改正2013.3.23>

[全文改正 2009.5.21]

第10条の2 (産業デザイン統計の調査) ①産業通商資源部長官または市・道知事は産業デザイン振興総合計画を効果的に構築・施行するために韓国・海外の産業デザイン統計を作成するための調査を行うことができる。<改正 2013.3.23>

②産業デザイン統計の作成・管理に必要な事項は大統領令で定める。

## 「全文改正 2009.5.21]

第10条の3(紛争調停委員会の設置)①産業デザイン と関連した紛争を調停するために、デザイン紛争調停 委員会(以下、「調停委員会」という)を設置する。た だし、産業財産権と関連した紛争は「発明振興法」第 41条に従う。

②調停委員会は委員長 1 名を含めた 20 名以内の委員 で構成し、下記の各号に当たる者の中で産業通商資源 部長官が委嘱する。

- 1.「高等教育法」による大学の法学またはデザイン関連学科で副教授以上の職に就いている者
- 2. 裁判官・検事または弁護士の資格を持っている者
- 3. 弁理士、会計士の資格を持っている者
- 4. デザイン分野について学識や経験が豊かな者
- ③紛争の調停は紛争当事者の一方または双方の申請によって開始され、調停委員会は調停申請があった日から3か月以内に調停案を作成しなければならない。
- ④調停委員会は下記の各号のいずれかに当たる場合に は調停を拒否したり、中止することができる。この場 合、調停拒否または中止の理由などを申請人に通知し なければならない。
- 1. 紛争当時者の一方が調停を拒否した場合
- 2. 紛争当事者の中で一方が裁判所に訴えを提起した場合
- 3. 紛争の性質上、調停委員会で調停することが適合ではないと明白に認められたり、不正な目的で申請したと認められる場合
- ⑤調停委員会は第3項によって作成された調停案を各当事者に直ちに提示しなければならず、各当事者が15日以内に調停案を受諾すると、調停が成立する。調停の成立は裁判上和解と同様の効力を持つ。
- ⑥調停委員会は紛争の調停を申請した者に大統領令で 定める内容によって調停費用を負担させることができ る。ただし、調停が成立した場合にはその結果によっ て紛争当事者に調停費用を負担させることができる。
- ⑦産業通商資源部長官は調停委員会の業務を支援する ために、第 11 条による韓国デザイン振興院に事務局 を置き、予算の範囲内で調停委員会の運営に必要な経 費を補助することができる。
- ⑧第2項から第7項までの規定以外に調停委員会の組織や運営、紛争の調停方法、手続き、費用負担などに必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設 2015.12.22]

第11条(韓国デザイン振興院の設立など)①産業デザインの開発促進や振興のための事業を効率的で体系的に推進するために、韓国デザイン振興院(以下、「振興

院」という)を設立する。

- ②振興院は法人化する。
- ③振興院は定款で定める内容に従い、韓国・海外の必要な場所に分院または事務所を設置することができる。 ④振興院は産業デザインに関する下記の各号の事業を 展開する。
- 1. 開発支援事業
- 2. 展示事業
- 3. 出版や広報事業
- 4. 情報化事業
- 5. 教育·研修事業
- 6. 地方の産業デザイン振興のための事業
- 7. 国際交流·協力事業
- 8. 韓国政府の委嘱事業
- 9. その他、大統領令で定める事業
- ⑤振興院は第1項による目的を達成する際に必要な経費を調達するために大統領令で定める内容に従い、収益事業を展開することができる。
- ⑥振興院についてこの法律や「公共機関の運営に関する法律」に規定された内容を除いては「民法」の中で 財団法人に関する規定を準用する。

「全文改正 2009.5.21]

第11条の2(地域デザインセンターの設置など)①市・ 道知事は地域デザイン特化事業・振興事業・基盤構築 事業など(以下、本条で「地域デザイン事業」という) を展開するために、産業通商資源部長官との協議を経 て近くの市・道知事と共同または単独で地域デザイン センターを設置することができる。

- ②地域デザインセンターは法人化して、主な事務所の 所在地に設立登記をすることで成立する。
- ③国、地方自治体や「公共機関の運営に関する法律」 第4条による公共機関のトップは必要な場合、共同ま たは単独で地域デザイン事業を地域デザインセンター に委託したり、代行させることができる。
- ④地域デザインセンターの設立や運営に関するその他 の事項は産業通商資源部令で定める。

[本条新設 2015.12.22]

第12条(振興院の経費支援)韓国政府は予算の範囲内で振興院の運営に必要な経費の全部または一部を出捐したり、補助することができる。

「全文改正 2009.5.21]

第13条(資料の提供要請など)①振興院は国、地方自治体、公共団体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、研究機関や教育機関などに事業遂行に必要な資料の収集や提供を求めることができる。

②振興院は地方自治体に地方の産業デザインの振興のための事業に必要な協力を求めることができる。

③第1項や第2項によって資料の収集・提供または協力を求められた者は特別な理由がない限り、これに協力しなければならない。

「全文改正 2009.5.21]

第 14 条 (事業計画書などの提出) ①振興院は大統領令で定める内容に基づいて毎事業年度の開始日まで事業計画書と予算書を産業通商資源部長官に提出しなければならない。 <改正 2013.3.23>

②振興院は毎事業年度の決算書を作成し、次の事業年度の2月末日まで産業通商資源部長官に提出し、3月末日まで承認を受けて決算を確定しなければならない。 <改正 2013.3.23、2014.5.20>

[全文改正 2009.5.21]

第15条(報告や検査)①産業通商資源部長官はこの法律を施行するために必要だと認められる場合、振興院に対してその業務状況に関する業務状況に関する報告を命じたり、所属公務員によって振興院に出入りさせ、帳簿、書類やその他の物を検査させることができる。 <改正 2013.3.23>

②第1項によって検査を行う公務員はその権限を表示する証票を所持し、これを関係者に提示しなければならない。

[全文改正 2009.5.21]

第 16 条 (秘密保守義務) 振興院の役員や社員またはその職に就いていた者は職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならない。 < 改正 2015.12.22> [全文改正 2009.5.21]

第17条 (罰則適用で公務員擬制) 調停委員会の委員の 中で公務員ではない者は「刑法」第127条や第129条 から132条までの規定を適用する場合には公務員とみ なす。

[本条新設 2018.12.31]

第18条 削除<1999.2.5>

第19条(罰則)第16条を違反した者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。<改正2014.1.14、2014.12.30>

[全文改正 2009.5.21]

第20条 削除<1999.2.5>

付則<法律 第 5214 号、1996.12.30>

第1条(施行日) この法律は1997年1月1日から施 行する。

第2条 (産業デザイン包装開発院の名称などの変更に 関する経過措置) ①この法律の施行当時の産業デザイン包装開発院はこの法律による韓国産業デザイン振興 院とみなす。

②この法律の施行当時の産業デザイン包装開発院が行った行為、その他の法律関係において、産業デザイン 包装開発院は韓国産業デザイン振興院とみなす。

第3条(定款変更など)産業デザイン包装開発院は直 ちに通商産業部長官の承認を得て、この法律に適合す るように定款を変更し、名称などの変更による変更登 記を申請しなければならない。

第4条(他の法律の改正)①工業発展法の中で下記のように改正する。

第13条第1項第6号を下記のようにする。

6. 産業デザイン振興法による韓国産業デザイン振興院 や産業デザイン専門会社

②租税減免規正法の中で下記のように改正する。 別表の中で第110号欄を下記のようにする。

| 110 | 産業デザイン振興法によって設立された韓 | | 国産業デザイン振興院 |

第5条(他の法令との関係)①この法律の施行当時、他の法令で既存の産業デザイン・包装振興法またはその規定を引用した場合、この法律の中でそれに当たる条項がある場合には既存の規定に代わり、この法律またはこの法律の当該条項を引用したとみなす。

②この法律の施行当時、他の法令で既存の産業デザイン・包装振興法による産業デザイン包装開発院を引用した場合にはこの法律による韓国産業デザイン振興院を引用したとみなす。

付則<法律 第 5773 号、1999.2.5> この法律は公布した日から施行する。

第1条(施行日) この法律は 2001 年 4 月 1 日から施 行する。

第2条(韓国産業デザイン振興院の名称変更に関する 経過措置)①この法律の施行当時、韓国産業デザイン 振興院は韓国デザイン振興院とみなす。

②この法律の施行当時、韓国産業デザイン振興院のすべての財産や権利・義務は韓国デザイン振興院が包括 承継する。この場合、既存の財産や権利・義務に対す る登記簿、その他の公簿上の韓国産業デザイン振興院 の名義は韓国デザイン振興院の名義とみなす。

第3条(他の法律の改正)①産業発展法の中で下記の

ように改正する。

第24条第1項第6号の中で、「韓国産業デザイン振興 院」を「韓国デザイン振興院」にする。

②女性企業支援に関する法律の中で下記のように改正する。

第 12 条の中で、「韓国産業デザイン振興院」を「韓国 デザイン振興院」にする。

付則<法律 第 7506 号、2005. 5. 26> この法律は公布後、3 月が経過した日から施行する。

付則<法律 第 7949 号、2006. 4. 28> (産業技術革新 促進法)

第1条(施行日)この法律は公布後、6か月が経過した日から施行する。

第2条または第5条 省略

第6条(他の法律の改正) ①から③まで省略 ④産業デザイン振興法の一部を下記のように改正する。 第4条第3項の中で、「「産業発展法」第24条第2項 または「産業技術基盤の造成に関する法律」第5条第 3項の規定」を「「産業技術革新促進法」第11条第2項 や第19条第2項の規定]にする。

⑤から⑩まで省略

付則<法律 第8852号、2008.2.29>(政府組織法) 第1条(施行日)この法律は公布した日から施行する。 ただし、…<省略>…、付則第6条によって改正され る法律の中でこの法律の施行前に公布されたが、施行 日が到来していない法律を改正した部分はそれぞれ当 該法律の施行日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法律の改正)①から<358>まで省略 <359> 産業デザイン振興法の一部を下記のように 改正する。

第3条第1項、第4条第1項、第2項第3号・第3項、 第5条第2項、第6条第1項・第2項・第4項・第5 項、第8条第3項、第9条第2項・第3項、第10条第 2項、第10条の2第1項、第14条第1項・第2項、 第15条第1項の中で「産業資源部長官」をそれぞれ 「知識経済部長官」にする。

第9条第1項・第2項の中で「産業資源部令」をそれ ぞれ「知識経済部令」にする。

<360>から<760>まで省略

第7条 省略

付則<法律 第 9688 号、2009. 5. 21> この法律は公布した日から施行する。 付則<法律 第 11690 号、2013.3.23> (政府組織法) 第 1 条 (施行日) ①この法律は公布した日から施行す

②省略

第2条から第5条まで省略

第6条 (他の法律の改正) ①から<385>まで省略 <386>産業デザイン振興法の一部を下記のように改 正する。

第3条第1項前段、第4条第1項、同条第2項第3号、 同条第3項、第5条第2項各号以外の部分、第6条第 1項・第2項、第4項、第5項、第8条第3項、第9 条第2項・第3項、第10条第2項、第10条の2第1 項、第14条第1項・第2項や第15条第1項の中で「知 識経済部長官」をそれぞれ「産業通商資源部長官」に する。

第9条だ1項各号以外の部分や同条第2項の中で「知識経済部令」をそれぞれ「産業通商資源部令」にする。 <387>から<710>まで省略

第7条 省略

た日から施行する。

付則 <法律 第 12238 号、2014.1.14> この法律は公布した日から施行する。

付則 <法律 第 12608 号、2014.5.20> この法律は公布した日から施行する。

付則 <法律 第 12928 号、2014.12.30> 第 1 条 (施行日) この法律は公布後、6 か月が経過し

第2条(罰則に関する経過措置)この法律の施行前の 行為に対する罰則の適用については既存の規定に従う。

付則 <法律 第13595号、2015.12.22> 第1条(施行日)この法律は公布した日から施行する。 第2条(地域デザインセンターの設置に関する経過措置)この法律の施行当時、設置・運営中の地域デザインセンター(広州、釜山、大邱・慶北)はこの法律によって設置されたとみなす。

付則 <法律 第 16128 号、2018.12.31> この法律は公布後、3 か月が経過した日から施行する。 (翻訳: 朴柱妍)

## 付.「韓国デザイン振興法」の紹介

# (1)「韓国デザイン振興院・KIDP」

「韓国デザイン振興院 KOREIA INSTITUTE OF DESIGN PROMOTION (KIDP)」は、「国内唯一の国家主導によるデザイン産業振興のための準政府機関」とあるように、大きな権限と規模をもった組織です。ソウル郊外の研究施設が集まった地域(京畿道城南市)の、きれいな川沿いに専用の大きなビルがあり、極めて多彩な振興政策を展開しています。また釜山、大邸、光州のデザインセンター等との連携によって、地域の特性を生かしたデザイン振興に取り組むと同時に、海外の KIDP 事務所を通してデザイン市場開拓支援も行なっています。

韓国のデザインは、サムスンや LG、現代自動車などの財閥系巨大企業によって、国際的な地位を築いてきましたが、その背景には韓国政府がデザインの重要性を認識し、行政主導型のデザイン振興を継続発展させてきたことがあります。ここでは、韓国のデザイン行政の根幹となる韓国「産業デザイン振興法」に至る軌跡をたどることによって、50 年余に及ぶ韓国のデザイン振興が、どのように発展していったかを俯瞰していきます。

#### \*参考資料

1. 韓国デザイン振興院 https://www.kidp.or.kr 2. JETRO 第 21 回韓国 IPG セミナー資料「韓国デザイン産業の現況及び振興政策」(KIDP、2018 年) https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/s eminar\_report/21.html

「韓国デザイン振興院」の前身である「韓国デザイン包装センター」は、1970年に開設されました。当初は輸出製品向けのパッケージの開発指導機関を主な業務とする研究開発型の組織でしたが、1985年には、今日でも継続されている「韓国グッドデザイン賞」をスタートさせるなど、デザインの普及啓発活動も活発化していきます。そして1990年代には、デザイン政策の体系が整えられるとともに、デザインを振興する組織へと転換しつつ発展していきます。

21 世紀を迎える 2000 年には、ICOGRADA(国際グラフィックデザイン団体協議会)、翌年 01 年には ICSID(国際インダストリアルデザイン団体協議会)の総会と大会を開催、国際的に大きく飛躍するとともに、1997年に行われた「産業デザイン振興法」への改定を受けて、「韓国デザイン振興院」が改組発足します。

この時期からデジタル社会への対応を念頭に、イノベーションの推進や創業支援プログラムの充実をはかるとともに、デザイン関連の紛争を調停する委員会などが設置され、デザインビジネスをめぐる環境が整え

られていきます。また海外、特に中国市場で活躍する 韓国デザイナーを支援するため、北京に中国事務所 (KIDP - China) や日用雑貨産業の集積地である義島 デザインセンター、またベトナムのハノイにもセンタ ーが開設されていきました。

日本では「日本デザイン振興会 JDP」が、「韓国デザイン振興院」と同様な役割機能をもっています。この両者は「連携協定」を結び相互協力を行なっていますが、組織や振興政策の展開の仕方には各々特徴が見られます。まずステータス的にみると JDP は民間組織、KIDP は政府系組織であり、そうした背景から、「韓国デザイン振興院」は組織的予算的にも 10 倍以上の規模をもちます。また活動についても、「韓国デザイン振興院」は韓国デザインのブランドカ向上とデザインビジネス支援を中心に多彩な政策展開を展開していますが、一方「日本デザイン振興会」は「グッドデザイン賞」に特化し、同賞を核としたプロモーション活動を展開しています。

日本、韓国、そして台湾は、戦後の経済的発展を図るため、それぞれの政府がデザインの重要性を認識し、デザイン振興に率先して取り組んできました。その開始時期と政府の関与の仕方等には若干の差異はあるものの、最初の一歩が政府主導であることは、「東アジア」のデザインの発展を特徴づけたように思われます。

# (2)韓国「産業デザイン法」の概要

韓国の通称「産業デザイン法」は、1977年に「デザイン・包装振興法」として制定され、以降 1991年の改定を経て、1997年「産業デザイン振興法」へと発展、さらに 2019年には、この間の細かな改定がまとめられて新しい法律として制定されています。

以下、それぞれの概要を紹介します。

# ① 1977 年「デザイン・包装振興法」

この法律は、当時急務であった輸出品のパッケージ の改善について、政府が率先して技術的な開発を行い、 その成果を民間に普及させることを主な目的として制 定されています。そのポイントは、これを推進する「韓 国デザイン包装センター」の設立です。

同法では、韓国政府はデザイン・パッケージの研究 開発と振興についての政策を構築しなければならない として、商工部長官のもとに「産業デザイン・包装振 興委員会」を設置、政策の大綱を整備し、そのもとに 「韓国デザイン包装センター」を設置して具体的な開 発と振興活動を行なうという推進体制を定めるととも に。同センターの事業についても、研究開発の普及、 研修などと概要も定めています。またその運営費は、 政府出資に加え、同センターが開発したパッケージに ついての利用料を充てるとしています。 青木は、80 年代前半に「韓国デザイン包装センター」を訪問していますが、全体の印象として「製品科学研究所」に近い研究的な雰囲気をもった組織であること、また当時は軍事政権下であったためか、所長・副所長が将官出身者であり、迫力が違ったことを記憶しています。

# ② 1991 年「産業デザイン・包装振興法」

1991 年、77 年制定の「デザイン・包装振興法」が全面的に改定されました。デザインへの理解が進んだことを背景に、行政の役割も、先導的な研究開発から民間の活動を啓発啓蒙へと、軸足を移しつつあるように思われます。デザインの定義も、77 年法では「人間の文化的な生活を享受する中で必要とするすべての道具の創造や改善行為」とあるものが、91 年法では「製品などの美・機能や経済的な価値を最適化することで、生産者や消費者の物質的・心理的な欲求を満たすための創作や改善行為」へと、より具体的に記述されています(この定義は現行の法律にも同様に記載されています)。

この 91 年法のポイントは3つあります。1)商工部長官に対し「総合振興計画」の策定と公開を求めていること、2)「優れたデザイン」を選定しこれを通じて啓蒙すること、3)専門人材の育成とデザイン事業者への支援体制を整えることです。1)については、韓国のデザイン行政と振興政策は、これ以降数年ごとに策定される「産業デザイン振興総合計画」に基づいて展開されていきます。また2)は、「韓国グッドデザイン賞」として継続発展し、今日に至っています(同賞の開始は85 年であるため、この部分ではやや後追い的であるようです)。また3)の人材育成や事業所支援は、その後のデザイン高度教育の充実や巨大製造業におけるデザイン活動の展開へ結びついていきます。

このようにみると、韓国のデザイン行政と振興政策は、80年代後半から90年代前半にかけて、その体系が一段と整備されていったことが窺えます。なお実務を担当する組織の名称は、「韓国デザイン包装センター」から「韓国産業デザイン包装開発院」へと変更されています。

## ③ 1997年「産業デザイン振興法」

1997年1月に施行されたこの法律の特色は、名称に端的に顕れているように、「包装」が対象から外れたことです。また第1条の「目的」についても、「この法律は産業デザインの研究や開発を促進し、産業デザインの振興のための事業を支援することで、産業の競争力強化に貢献することを目的とする」と、91年法にあった「貿易増大と国民生活の発展に貢献」が消えてシンプルになっています。

この法律改正の背景は、韓国産業が大きく成長し、

商品のパッケージについて国が率先して研究開発をする必要がなくなったこと、また商品のデザインについても、サムスンや LG、現代自動車など国際的に高い競争力をもつ企業が台頭してきたことがあり、デザインの行政も先導型から支援型にシフトさせていくことが求められたためと思われます。

内容については、91 年法をほぼ踏襲しており、「総合振興計画」の策定、産官学によるその実施体制の整備、中核的な事業である「韓国グッドデザイン賞」、専門人材の育成とデザイン事業所への支援等についての概要が規定され、これらを「効率的かつ体系的に推進する」機関として、「韓国デザイン振興院」が前身の組織を改組して発足することを定めています。後述する法律改正などをみると、おそらく1997年法の段階で、法的な体系=韓国のデザイン行政と振興の体系が、ほぼ完成したと考えられます、

なおこの法律は 97年1月から施行されますが、その直後に「アジア通貨危機」が韓国の経済産業そして社会を襲うことになります。韓国は競争力の高い財閥系の企業に資源を集中させることによって、この危機を乗り切っていきますが、デザインはその切り札の一つをして活用されたといわれています。そのような歴史的視点からみると、97年の法律改正は、その後の韓国の産業とデザインの発展を導く大きな礎となったものと推測されます。

# ④ 2019年「産業デザイン振興法」の改定

1997年「産業デザイン振興法」は適宜細かく改訂され、それらを併せて 2019年に現行法が定めらました。全体的にみると 97年法を踏襲していますが、特に 1)自治体に「地域デザインセンター」の設立を促していること、2)デザインビジネスの適正化に向けて、自治体等のデザイン発注予算の計上努力やデザイン遂行上の紛争を解決する「紛争調停委員会」の設置を規定していることに特徴があります。

「地域デザインセンター」については、同法 11 条 2 では「①市・道知事は地域デザイン特化事業・振興事業・基盤構築事業など(以下、本条で「地域デザイン事業」という)を展開するために、産業通商資源部長官との協議を経て近くの市・道知事と共同または単独で地域デザインセンターを設置することができる」と規定しています。釜山、大邸、光州などには、「韓国デザイン包装センター」の時代に支所が設置されていましたが、「③国、地方自治体や「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関のトップは必要な場合、共同または単独で地域デザイン事業を地域デザインセンターに委託したり、代行させることができる」とあるように、中央の管轄ではなく、地域自治体のデザイン需要の受け皿として機能するデザインセンターを、

自治体の主導により設立することを求めたものです (この部分の条文は 2015 年に追加。ただしそれぞれ のセンターは 2015 年以前に設立されており、同法は これらを法的に位置づけたものと思われます)。

これらのデザインセンターは、各地域のデザイン地域の特性を踏まえ、釜山はファッション系、大邸は工業デザイン系、光州は伝統工芸系といったように得意分野をもち、また守備範囲も産業デザインに留まらず、都市開発、環境問題、文化振興など幅広い活動を行っています。

もう一つのポイントは、デザインビジネス支援です。 「産業デザイン振興法」は、以前からデザイン事業所 支援を打ち出していますが、これに加えデザインベン チャー支援が加わっています。注目すべきは、1)政府 や自治体が産業デザインの開発に関する契約を結ぶ際 に、適正な対価を支払うよう努力義務を求めているこ と(第9条の2)、また2)産業デザインと関連した紛争 を調停するため「デザイン紛争調停委員会」を設置す ること(第10条の3)が加わったことです。

1) については、「デザインはタダ (無料)」という風潮をなくすことを目的としたものと推定されます。「産業通商資源部長官は、(中略)産業デザイン開発の遂行条件、労働単価など、対価基準の算定に必要な事項を国家機関などに提示しなければならない」、また「国家機関などのトップは施設物の制作・設置など、産業デザインの開発が必要な事業に関する契約を締結する場合には産業デザインの開発に関する対価を別途算定して計上することができる」など、自治体等の業務の執行に向けて、具体的な指示を行なっているところにポイントがあります(この条文は 2014 年に追加)。

一方「紛争調停制度」は、デザインに関する取引過程において発生する不公正取引や知的財産件紛争などに関する法律相談を前提とした制度で、相談では解決されない場合は、デザイン専門家や法律家によって組織される「調停委員会」が解決提案を提示します。またデザインの権利については、デザイン創作事実を証明する「デザイン公知証明制度」があり、創作者以外によるデザイン登録を予防する役割を果たしています。こうしたデザインビジネスの実体を踏まえた支援制度を整えていることも、現行法の特徴の一つとなっています。

(文責:青木史郎)